

令和 5 年度西区運営方針具体的取組内容

基本方針 1 安全で安心なまちづくりに向けたコミュニティ力の向上

経営課題 1-(1) 地域コミュニティの活性化



取組 1-(1)-① 人と人のつながりづくりの活動支援（町会加入促進支援）

【1-(1)-①-ア 地域に根差した活動の支援】

- ◆防犯・防災・子育て・福祉など日常生活に密着した取組みが町会・自治会等の身近な地域の活動主体によって担われていることを広く周知。
- ◆それらにより、多くの人につながりづくりの大切さと地域活動への興味をもってもらい、町会・自治会等の活動への参加や加入につながるよう支援。

【1-(1)-①-イ マンションコミュニティ活性化の支援】

- ◆マンション内コミュニティの必要性や重要性について、ホームページや広報紙、SNS により情報発信。
- ◆マンション管理組合や建設事業主などに対し、コミュニティ形成の啓発及び協力依頼。

【1-(1)-①-ウ コミュニティ育成事業の実施】

- ◆全区民を対象に、誰もが楽しめる交流の場として「区民まつり（体育と防災のつどい）（文化と健康のつどい）」の開催や「たこあげ大会」、「こどもワクワク映画会」などの児童・青少年育成事業等を実施。
- ◆広報チラシ等を作成し、転入者や子育て層に自治会・町内会活動への参加を呼びかけ。



町会加入促進チラシ（表面）

町会加入促進チラシ（中面）

取組 1-(1)-② 地域活動の活性化

【1-(1)-②-ア 地域活動協議会への支援】

◆地域の実情に即した自律的な地域運営を促進するため、まちづくりセンターを活用した支援など。

- 1) 他の地域団体等との連携や地域活動への住民参加の支援
- 2) 広報紙作成の支援
- 3) 地域カルテ(注)の更新
- 4) 区の広報媒体を活用した活動の区民周知 など

(注)地域カルテとは、区役所とまちづくりセンターが地域課題やニーズ等を取りまとめたもの。

取組 1-(1)-③ 多様な活動主体のネットワークづくり

【1-(1)-③-ア 多様な活動主体のネットワークづくり支援】

◆当区の貴重な地域資源である「公園」を活用した代表的な取組みとしての「鞠公園バラ園コンサート」や「にし恋マルシェ」などをはじめ、多種多様な活動主体のネットワークづくりを支援。

◆地域活動団体や企業・NPO 等幅広く相互に協働するきっかけづくりを図る。

◆決められた課題を解決するロボットプログラミングと老若男女を問わず誰もが参加することができる e スポーツの同時体験会などを行い、新たなコミュニティの醸成に向けた取組みを行う。



鞠公園バラ園コンサート



にし恋マルシェ

経営課題 1-(2) 安全・安心で快適なまちづくり



取組 1-(2)-① 災害に強いまちづくり

【1-(2)-①-ア 地域防災力の向上】

- ◆ 14 地域の実情に即した防災訓練等の実施を支援
- ◆ 区民向け防災講習会の実施（津波からの避難手法、日頃の備え等）
- ◆ 地域、企業等への防災出前講座を実施
- ◆ 区内小中学校での「防災・減災教育カリキュラム」を支援
- ◆ 女性や要配慮者のニーズを踏まえた、災害時避難所における環境改善に向けた災害時備蓄物資の充実
- ◆ マンション防災出前講座を通じた津波避難ビルの拡充
- ◆ 防災リーダーの活躍促進の一環として、情報共有会等の開催を通じ、地域における防災活動の強化



災害対策本部設置・運用訓練



避難者受付訓練



防災出前講座



備蓄物資購入の一例



授乳・更衣用テント、オストメイト専用トイレ等

取組 1-(2)-② 安全で快適な居住環境づくり

【1-(2)-②-ア 犯罪が起こりにくい地域環境整備】

- ◆自転車盗難（街頭犯罪発生件数の約8割）対策として関係機関（西警察署等）と連携した啓発活動の実施。
- ◆地域住民、学校及び関係機関と連携しながら、落書き消去活動を支援。
- ◆青色防犯パトロール活動、小学校の下校時の見守り活動などの実施。
- ◆特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者への周知・啓発や地域住民を対象とした防犯出前講座を開催し、区民一人ひとりの防犯意識向上を図る。



自転車盗難防止ポスター



落書き消去活動



青色防犯パトロール活動



自転車見守り活動



特殊詐欺啓発

【1-(2)-②-イ 交通安全運動の推進】

- ◆西警察署をはじめとして関係機関（自動車軽自動車商業組合等）と連携し、交通安全運動に取り組む。
- ◆幼稚園・保育所(園)の園児を対象に交通安全出前講座等を実施。
- ◆子どもたちの安心で安全な歩行空間を確保するため、自転車利用者自らの駐輪を含む利用マナーの向上に取り組む。
- ◆区ホームページほか様々な媒体を活用した交通安全に関する情報の発信。



24 合同パトロール



交通安全出前講座



放置自転車対策

取組 1-(2)-③ 誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり

【1-(2)-③-ア 地域における見守り活動の支援】

- ◆高齢者・障がい者などに対する住民主体の見守り活動が組織的に継続できるよう、各地域に見守りコーディネーターを配置して福祉情報の提供や相談支援を行うとともに、地域住民や区社会福祉協議会と連携し、見守り活動に関する連絡会等が各地域で主体的に開催されるよう支援。



見守り活動の様子

【1-(2)-③-イ 地域福祉活動の推進】

- ◆こども・子育て世帯、高齢者、障がい者など多様な方が集い、参加し、交流できるサロン、イベントなどの活動が広がるよう、子育て層の交流の場「てをつなごう！」や障がい者や支援者と地域住民など多様な層の交流の場「そよかぜまつり」の実施を支援。
- ◆高齢者対象スマホ体験教室開催によるICTリテラシー(注)の向上を支援。
(注)ICTリテラシーとは、インターネット等の情報通信技術を使える能力のこと。

【1-(2)-③-ウ 在宅医療・介護連携の推進】

- ◆患者や家族等の在宅療養生活を支えるために、区内医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・訪問看護事業者連絡会）と介護関係団体との連携をはかるためのネットワークの充実に継続して取り組み、在宅医療・介護サービス等の情報を区民へ啓発。
- ◆医療・介護関係者の間で情報共有できる連携シートの活用を促進し、早期に患者や家族の状態変化を把握し、在宅生活を支援。



在宅医療周知パンフレット

【1-(2)-③-エ 地域の健康づくり】

- ◆西区内医療関係団体や健康増進に取り組む団体などと連携し、人が多く集まる大型商業施設や地域のまちづくり活動の場などで健康づくり啓発活動を実施。
- ◆母子健康手帳発行時の保健師個別面談時など様々な機会をとらまえ、「生活習慣改善指導」、「がん検診の受診」、アスマイル（健康増進のためのアプリ）を啓発。
- ◆介護予防とコミュニティづくりを同時に実現する「いきいき百歳体操」の普及を支援。
- ◆医療機関へ受診勧奨を依頼するなど、特定健診受診率の向上に取り組む。



いきいき百歳体操

基本方針 2 こども・子育て施策の充実

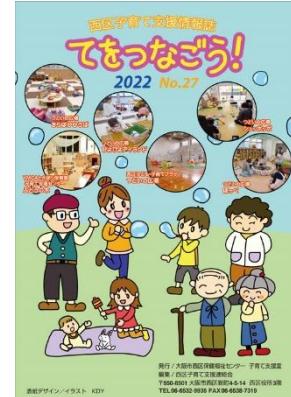
経営課題 2-(1) 安心して子育てや教育ができる環境づくり



取組 2-(1)-① 子育て環境の充実

【2-(1)-①-ア こども相談支援・情報発信による子育て支援】

- ◆保育士・保健師・家庭児童相談員・心理相談員などの専門職が連携して、支援が必要なこどもを早期に発見し相談支援を実施。
- ◆教育・保育その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、利用者支援員を複数配置し、区の相談体制の充実や子育て支援機関との連絡調整等を実施。
- ◆保育施設等に関する情報提供の場「きらぽか保育情報フェア」を開催。
- ◆発達障がいがあるこども等の保護者をサポートするため、ペアレントトレーニングを実施。
- ◆主任児童委員・子育て支援事業者等も参画する子育て支援連絡会との連携により、子育て支援情報誌「てをつなごう！」を発行するなど、きめ細かに情報を発信。
- ◆ホームページ・Facebook・LINEといったSNS等を活用し、タイムリーに情報を発信。



子育て支援情報誌
「てをつなごう！」

【2-(1)-①-イ 子育てと仕事の両立を支援】

- ◆訪問型病児保育（共済型）を実施し、児童が病気で保育が困難な場合、事業者が保護者宅を訪問し、一時的にその児童を保育することにより、子育てと就労の両立を支援。
- ◆子育てする保護者への事業認知度を高めるため、子育て支援窓口の来庁者や子育てイベントなどを通じて、事業の周知に積極的に取り組む。
- ◆区内の保育施設の充実にむけ、関係局と連携してニーズに応じた整備を支援。

【2-(1)-①-ウ 児童虐待防止】

- ◆早期発見につなげよう、子育てにかかる支援情報・相談連絡窓口を広報紙、HP等により繰り返し広く周知。
- ◆区内の就学前施設を訪問し、子育て支援室の業務と要保護児童等に関する情報連携の重要性を理解してもらい、情報共有ができる関係づくりを構築。
- ◆安全が確認（居住実態が把握）できない児童の状況を確認するため家庭訪問を実施。
- ◆育児不安が多い等の産婦を対象（1歳未満まで）に訪問による支援を実施。

【2-(1)-①-エ マンションコミュニティづくり（子育て）】

- ◆集会施設等を有するマンションにおいて、親子が集う「にっしー広場」を引き続き開催。
- ◆施設を有していないマンションの親子も参加できる「にっしー広場（公園版）」を子ども・子育てプラザと連携して開催し、あいさつを交わしたり子育て相談のできる身近な仲間づくりを支援。

取組 2-(1)-② 学校教育支援

【2-(1)-②-ア 学校教育支援】

- ◆区内小中学校のニーズに応じた教育施策を展開するため、区長（区担当教育次長）と学校長が意見交換を行う「教育行政連絡会」等を開催。
- ◆西区教育行政に関して、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し、施策及び事業に適宜反映するため、西区教育会議を開催。
- ◆各学校協議会の運営状況を把握するとともに、必要な運営支援を実施。
- ◆学校施設の狭隘化に伴う教育環境課題の改善に向けた取組み及び学校適正配置に向けた取組みを進めるにあたり、教育委員会事務局等と連携しながら西区教育会議や学校協議会等において、保護者及び地域住民に適宜情報提供を実施。

【2-(1)-②-イ 学力・体力の向上】

- ◆校長経営戦略支援予算（区担当教育次長枠）を活用
- ◆生徒の英語への興味関心を高め、学習意欲の向上を図る目的から、区内中学校で実施される実用英語検定試験について、受験料の一部を助成。（全中学校対象）
- ◆区内中学生を対象に、基礎学力の向上等、生徒の習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、公共施設を活用し、夏休み期間に学習塾等の民間事業者による課外授業を実施。（区内中学生対象）
- ◆小学生の体力・運動能力の向上とスキルアップのため、体育の授業へ専門家を派遣し、実践的な指導を実施。
- ◆学校教員を対象に専門家による実技指導研修を開催し、教員の指導力を向上させることにより、体育の授業内容の改善・充実を図る。（全小学校対象）



実技指導研修

【2-(1)-②-ウ 学校との連携による子育て世帯の支援】

- ◆スクールソーシャルワーカー（SSW）とこどもサポートネットコーディネーターを配置し、小中学校と連携して学校生活等の課題を抱えたこどもと世帯を支援。
* 【SSW（1名）：教育委員会予算、こどもサポートネットコーディネーター（2名）】
- ◆スクールカウンセラー（SC）を配置し、区内の全小中学校を対象として、児童生徒や保護者、教職員への相談体制を充実。

基本方針3　区長の権限・責任の拡充と区民参画のさらなる推進

経営課題3-(1) ニア・イズ・ベターを徹底するための区役所づくり



取組3-(1)-① 区民の声が反映される区政の推進

【3-(1)-①-ア 行政情報・地域情報の発信】

- ◆広報紙の紙面を拡大し、より多くの情報を発信（これまで8ページ建て10カ月、12ページ建て2カ月のところ、8ページ建て8カ月、12ページ建て4カ月に拡大。）
- ◆ホームページ、LINEやツイッターなどのSNSはじめさまざまな電子媒体を活用して区政情報を発信。
- ◆さまざまな媒体が活用できることを認識いただくため、広報媒体の周知チラシを転入届等手続き時の個別配付やイベント等での配布など、あらゆる機会をとらえて周知を強化。
- ◆二次元コードの活用による区広報紙（紙媒体）とホームページ・SNS（電子媒体）の連係、YouTubeを活用した動画配信など、より区民の皆さんに見ていただきやすい情報発信を推進。

広報媒体周知チラシ

【3-(1)-①-イ 多様な区民の意見やニーズの把握】

- ◆無作為抽出による区民へのアンケートを実施し、その分析結果はホームページなどで公表。
- ◆区民の皆さんから気軽に意見をいただきやすくする環境づくりとして実施している「区長ぶらっと訪問」などの取組みについて、さらに周知。

【3-(1)-①-ウ 区政会議】

- ◆地域の代表により構成される西区区政会議を適宜開催し、前年度の区政運営について評価いただくとともに、次年度の運営方針や予算策定にかかり意見を聴取。
- ◆会議での活発な議論を促して建設的な意見を頂くため、区の施策や事業について適宜勉強会を実施。
- ◆委員アンケートなどを活用して、会議運営そのものについてもさらなる改善を図る。



区政会議勉強会

【3-(1)-①-エ 区内官公署との連携】

- ◆警察署、消防署をはじめ区内官公署のトップが一堂に会し区政に関する意見交換を行う「行政連絡調整会議」を必要に応じて開催し、関係機関との連絡を確保することで区民の声に迅速に対応できる体制を構築。

取組 3-(1)-② 窓口改革

【3-(1)-②-ア 待ち時間の改善】

◆窓口での混雑緩和、待ち時間の短縮を図るため、

- 1) 住民情報・戸籍窓口で「受付待ち人数」、「受付済み番号」、「住民票・印鑑証明等書類の出来上がり番号」がスマートフォン等でほぼリアルタイムに確認できる「西区なう」を周知。
- 2) マイナンバーカードを使ったコンビニでの証明書発行、マイナポータル、行政オンラインシステムによる各種手続きを広報。

【3-(1)-②-イ 区役所来庁者に対するホスピタリティの向上】

◆区役所に来所された方が快適で利用しやすいように、待合ロビー等でのポスター、リーフレットを見やすくするなど、「区民が快適で利用しやすい区役所」に向けた庁内案内等の環境整備を実施。

◆継続的に職員接遇研修を実施するとともに、各担当でのOJT、取組みの情報共有、毎月の検証を実施することで、窓口において満足度の高い接遇・対応力の向上を図る。

取組 3-(1)-③ ICT を活用した効率的な区行政の推進

【3-(1)-③-ア ICT による手続きの普及】

◆マイナンバーカードの有効な活用方法等について周知を促進。

◆行政オンラインシステム等を活用した手続きの手法の普及促進により、区民の利便性の向上を図る。

*行政オンラインシステムを利用してできること

- 1) パソコン、スマートフォン等を使用し申請書の入力・送信
- 2) 窓口への来庁予約

【3-(1)-③-イ スマートフォン等の機器活用支援】

◆区民がスマートフォン等の身近なICT機器を活用して行政サービスを受けることができるよう、地域とも連携しつつスマホ教室等を開催。

【3-(1)-③-ウ 不適切な事務処理の改善】

◆これまでに本市で発生した個人情報漏えい事故や不適切な事務処理事案に関する情報と改善策を共有し、再発防止に向けた取組みを促進。

◆適切な事務処理ができる組織づくりのため、コンプライアンス研修を実施し、職員のコンプライアンス意識の向上と不適正事案を未然に防ぐ「風通しのよい職場づくり」を推進。